

防ぎましょう

高齢者虐待

ぎやくたい
虐待

介護・世話の放棄・放任

必要な介護や食事などの
世話を行わず放置してしまうこと

身体的虐待

たたく、けるなどの
暴力をふるうこと

心理的虐待

著しい暴言や
無視すること

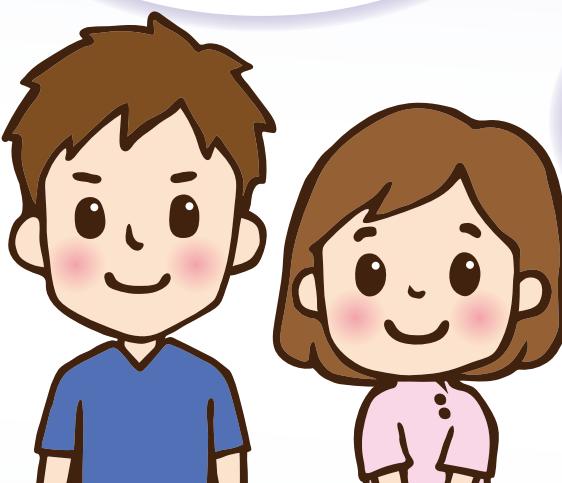
性的虐待

性的な暴力や
嫌がらせのこと

経済的虐待

不当にお金を使ったり
渡さなかったりすること

ご存じですか?
高齢者虐待防止法※



高齢者の人権や権利を守るために、高齢者の虐待の早期発見・早期対応などについて定められています。

「虐待かもしれない」と気づいたときや「虐待をしてしまうかもしれない」などの心配ごとがありましたら、迷わずご連絡ください。

※正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成 17 年法律第124 号)といいます。

こんなことはありませんか？

高齢者にみられること

- 不自然な傷やアザがある
- 汚れたままの衣服を着ている
- 年金などのお金があるのに生活費、介護サービス、医療費などの支払いができない。



養護者※にみられること

- 乱暴な言動がみられる（叩く、怒鳴り声、物を投げるなど）
- 介護サービスや医療を受けさせない。または、受けさせられない。
- 介護疲れなど、辛そうな様子がある。



※養護者とは、高齢者を介護している家族、親族、同居人などをいいます。

養護者のみなさまへ

高齢者虐待防止法は、処罰することを目的としたものではなく、虐待に関する問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことも定められています。ご相談いただくことで問題が解決又は緩和されることもあるかもしれません。ご連絡、お待ちしております。

《連絡先》

名 称	担 当 地 区	電 話 番 号
長寿介護課	美津島町(小船越から濃部まで) 豊玉町・峰町・上県町の一部(久原・女連・鹿見)	0920-58-1118
南地区 保健センター	厳原町・美津島町(根緒から大山まで)	0920-53-6111
北地区 保健センター	上対馬・上県町(久原・女連・鹿見を除く)	0920-84-2313